

道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、道路法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三十号）の施行に伴い、並びに道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十七条第六項及び第七項、第二十七条第二項から第四項まで、第四十二条第二項、第五十三条第一項並びに第九十七条の二、道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第五十四条第一項、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第二十五条第二項、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和三十三年法律第三十四号）第四条第二項並びに日本道路公団等民営化関係法施行法（平成十六年法律第二百二号）第二十六条第二項の規定に基づき、並びに道路法を実施するため、この政令を制定する。

（道路法施行令の一部改正）

第一条 道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「国道の新設又は改築」を「道路の新設等」に改める。

第一条の六第一項中「同条第六項」を「同条第七項」に改め、同項の表第十三条第三項、第十八条第一

項、第五十条第一項、第五十三条第一項の項中「、第五十三条第一項」を削り、同表第十三条第四項、第十九条第二項、第五十条第四項及び第五項の項の次に次のように加える。

<p>第十七条第六項、第二十五条第一項、第五十一条、第五十条第一項、第九十条第一項、第九十六条第二項</p>	<p>都道府県又は</p>	<p>指定市又は</p>	<p>指定市以外の市又は</p>
--	---------------	--------------	------------------

第一条の六第一項の表第二十五条第一項、第九十条第一項、第九十六条第二項の項を削り、同条第二項中「同条第六項」を「同条第七項」に改め、同項の表第十九条第二項の項の前に次のように加える。

<p>第十七条第六項、第二十五条第一項、第五十一条、第九十条第一項、第九十条第二項</p>	<p>都道府県又は</p>	<p>町村又は</p>
---	---------------	-------------

第一条の六第二項の表第二十五条第一項、第九十条第一項、第九十六条第二項の項を削り、同表第二十条第一項、第七十六条、第九十六条第二項の項の次に次のように加える。

第五十二条第一項

都道府県又は

都道府県又は町村若しくは

第一条の六第三項中「同条第六項」を「同条第七項」に改め、同項の表第二十一条、第二十二条第一項、第二十三条第一項、第二十四条、第二十四条の二第一項及び第三項、第二十四条の三、第三十二条、第三十三条第一項、第三十四条から第三十六条まで、第三十八条、第三十九条第一項、第四十条第二項、第四十一条、第四十二条第一項、第四十四条の二第一項から第五項まで及び第八項、第四十五条第一項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条の六、第四十七条の七第一項、第四十八条の十七第一項、第五十六条、第五十七条、第五十八条第一項、第五十九条第三項、第六十条、第六十一条第一項、第六十二条、第六十六条第一項、第六十七条の二から第六十九条まで、第七十条第一項、第三項及び第四項、第七十一条第一項から第五項まで、第七十二条第一項及び第三項、第七十三条第二項及び第三項、第八十六条第二項、第八十七条第一項、第九十一条第一項から第三項まで、第九十二条第四項、第九十三条、第九十五条の二第一項及び第二項前段、第九十六条第五項の項中「第二十二条第一項」の下に「、第二十二条の二」を、「第二十四条の三」の下に「、第二十八条の二第一項」を加え、同条に次の一項を加える。

4 法第十七条第六項の場合における同条第七項の規定による法の規定の適用についての技術的読替えは

、次の表のとおりとする。

読み替える規定	第二条第二項第二号、第六号及び第七号	読み替えられる字句 道路管理者	読み替える字句 道路管理者又は国土交通大臣
第十八条第一項	第十六条又は 道路管理者」という。）	第十六条若しくは 道路管理者」という。）又は 国土交通大臣（以下「道路 管理者等」と総称する。）	第二十一条、第二十二条第一項、第二十三 条第一項、第二十四条、第三十二 条、第三十三条第一項、第三十四 条か
第二十一条、第二十二 条第一項、第二十三 条、第三十三 条第一項、第三十四 条か	決定して 道路管理者	決定し、道路管理者は 道路管理者等	

---

ら第三十六条まで、第三十八条、第四十条第二項、第四十一条、第四十三条の二、第四十四条の二第一項から第五項まで及び第八項、第四十五条第一項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条第三項、第四十七条の二第一項及び第五項、第四十七条の三、第四十七条の四第二項、第四十七条の六、第四十七条の七第一項、第四十八条の十七第一項、第五十七条、第六十六条第一項、第六十七条の二から第六十九条まで、第七十条第一項、第三項及び第四項、第七十一条第一項から第五項ま

---

<p>第四十七條の二第二項及び第三項</p>	<p>第四十七條の二第二項</p>	<p>で、第七十二條第一項及び第三項、第九十二條第四項、第九十三條、第九十五條の二、第九十六條第五項前段</p>
<p>第四十七條の四第一項</p>	<p>の道路管理者</p>	<p>道路管理者を異にする二以上の道路に係るものであるとき（国土交通省令で定める場合を除く。）は、同項</p>
<p>第一項</p> <p>道路管理者は、第四十六條第一項</p>	<p>大臣</p> <p>の道路管理者又は国土交通</p>	<p>前項</p> <p>に係るものであるときは、</p> <p>第十七條第六項の規定により国土交通大臣が改築又は修繕に関する工事を行う道路及び当該道路以外の道路</p>

	<p>場合においては 、道路管理者</p>	<p>道路管理者等は</p>
<p>第四十七条の七第二項</p>	<p>協定を</p>	<p>、道路管理者等 道路管理者等が協定を</p>
<p>第四十八条の十四第一項</p>	<p>道路管理者は、</p>	<p>道路管理者等は、道路管理 者が</p>
<p>第四十八条の十八第一項及び第三項</p>	<p>、利便施設協定を</p>	<p>、道路管理者等が利便施設 協定を</p>
<p>第五十四条の二第一項</p>	<p>共用管理施設関係道路管理者</p>	<p>共用管理施設関係道路管理 者又は国土交通大臣及び他 の道路の道路管理者</p>

第一条の六を第一条の七とし、第一条の五の次に次の一条を加える。

(国土交通大臣が改築又は修繕に関する工事を行うことができる施設又は工作物)

第一条の六 法第十七条第六項の政令で定める施設又は工作物は、トンネル、橋その他国土交通大臣が定

める施設又は工作物とする。

第二条第一項中「工事又は」を「工事、」に、「を行おう」を「又は法第十七条第六項の規定による都道府県道若しくは市町村道を構成する施設若しくは工作物の改築若しくは修繕に関する工事を行おう」に改める。

第四条の二第一項中第二十一号を第二十三号とし、第五号から第二十号までを二号ずつ繰り下げ、同項第四号中「第九号」を「第十一号」に改め、同号を同項第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六 法第二十八条の二第一項の規定により協議会を組織すること。

第四条の二第一項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 法第二十二条の二の規定により協定を締結すること。

第四条の二の次に次の一条を加える。

第四条の三 法第二十七条第三項の規定により国土交通大臣が道路管理者に代わつて行う権限は、第四条第一項第一号及び第三号から第三十二号までに掲げるもののうち、国土交通大臣が道路管理者と協議して定めるものとする。この場合において、国土交通大臣は、成立した協議の内容を告示しなければなら

ない。

2 前項に規定する国土交通大臣の権限は、第二条第一項の規定により告示する工事の開始の日から同条第二項の規定により告示する工事の完了又は廃止の日までに限り行うことができるものとする。ただし、第四条第一項第二十四号及び第二十五号に掲げる権限は、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。

第五条中「第二十七条第三項」を「第二十七条第四項」に改める。

第六条第一項中「又は指定市以外の市町村」を削り、「第二項」を「第三項」に改め、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項第一号中「第四条の二第一項第六号、第七号、第十二号、第十四号から第十七号まで及び第二十一号」を「第四条の二第一項第三号、第六号、第八号、第九号、第十四号、第十六号から第十九号まで及び第二十三号」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5 一の道路管理者がその地方公共団体の区域外にわたつて道路を管理する場合又は他の工作物の管理者が道路を管理する場合において、これらの者は、法第二十七条第四項の規定により道路管理者に代わつて第四条の二第一項第三号若しくは第六号に掲げる権限又は第三項各号に掲げる権限を行つたときは、

遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。

第六条第二項中「第二十七条第一項」の下に「又は第三項」を加え、後段を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 指定市以外の市町村は、法第二十七条第二項の規定により道路管理者に代わつて法第二十二条の二、第四十七条の七第一項若しくは第四十八条の十七第一項の規定による協定を締結し、又は法第二十八条の二第一項の規定による協議会を組織しようとするときは、あらかじめ、道路管理者の意見を聴かなければならない。

第十八条を削り、第十七条を第十八条とし、第十六条の二を第十七条とする。

第十九条第三項第二号中「法第三十五条に規定する事業（前条に規定するものを除く。）及び」を削る。

第三章第一節の節名中「国道の新設又は改築」を「道路の新設等」に改める。

第二十一条の見出しを「（都道府県等負担額）」に改め、同条中「都道府県が法」を「国土交通大臣が

国道の新設若しくは改築又は指定区間内の国道の災害復旧（以下この項及び第二十三条第一項において「国道の新設等」という。）を行う場合における都道府県が法」に、「国道の新設若しくは改築又は指定区

間内の国道の災害復旧」を「国道の新設等」に、「負担基本額」を「国道新設等負担基本額」に、「この条」を「この項」に、「都道府県負担額」を「国道新設等都道府県負担額」に改め、同条に次の二項を加える。

2 国土交通大臣が都道府県道又は市町村道を構成する施設又は工作物の改築に関する工事を行う場合に於ける都道府県又は市町村が法第五十三条第一項の規定により国庫に納付する負担金の額は、当該工事に要する費用の額から当該費用の額（収入金があるときは、当該費用の額から当該収入金の額を控除した額。第二十三条第三項及び第五項において「施設等改築負担基本額」という。）に法第五十六条に定める補助率を乗じて得た額に相当する額を控除した額（第二十三条第三項及び第五項において「施設等改築都道府県等負担額」という。）とする。

3 国土交通大臣が都道府県道又は市町村道を構成する施設又は工作物の修繕に関する工事を行う場合に於ける都道府県又は市町村が法第五十三条第一項の規定により国庫に納付する負担金の額は、当該工事に要する費用の額に相当する額（第二十三条第四項及び第五項において「施設等修繕都道府県等負担額」という。）とする。

第二十二条の見出しを「(国道新設等国庫負担額)」に改め、同条中「負担基本額」を「国道新設等負担基本額」に、「国庫負担額」を「国道新設等国庫負担額」に改める。

第二十三条の見出しを「(国道新設等負担基本額等の通知)」に改め、同条第一項中「国道の新設若しくは改築又は指定区間内の国道の災害復旧」を「国道の新設等」に、「負担基本額及び都道府県負担額」を「国道新設等負担基本額及び国道新設等都道府県負担額」に改め、同条第二項中「負担基本額及び都道府県負担額」を「国道新設等負担基本額及び国道新設等都道府県負担額」に改め、同条第四項中「前三項」を「第一項、第二項及び前項」に、「都道府県負担額」を「国道新設等都道府県負担額」に、「国庫負担額」を「国道新設等国庫負担額」と、同項中「分担額、施設等改築負担基本額、施設等改築都道府県等負担額又は施設等修繕都道府県等負担額」とあるのは「又は分担額」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「前二項」を「前各項」に、「負担基本額、都道府県負担額又は都道府県分担額」を「国道新設等負担基本額、国道新設等都道府県負担額、分担額、施設等改築負担基本額、施設等改築都道府県等負担額又は施設等修繕都道府県等負担額」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 国土交通大臣は、都道府県道又は市町村道を構成する施設又は工作物の改築に関する工事を行う場合においては、当該都道府県道又は市町村道を管理する都道府県又は市町村に対して、施設等改築負担基金本額及び施設等改築都道府県等負担額を通知しなければならない。

4 国土交通大臣は、都道府県道又は市町村道を構成する施設又は工作物の修繕に関する工事を行う場合においては、当該都道府県道又は市町村道を管理する都道府県又は市町村に対して、施設等修繕都道府県等負担額を通知しなければならない。

第二十六条の見出し中「都道府県負担額等」を「国道新設等都道府県負担額等」に改め、同条第一項中「第二十一条から第二十三条まで」を「第二十一条第一項、第二十二条並びに第二十三条第一項、第二項、第五項及び第六項」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、第二十一条第一項中「都道府県が法」とあるのはそれぞれ「指定市が法」又は「指定市以外の市が法」と、同項中「都道府県の」とあるのはそれぞれ「指定市の」又は「指定市以外の市の」と、同項及び第二十三条第二項中「他の都道府県」とあるのは「都道府県」と、第二十一条第一項並びに第二十三条第一項、第二項、第五項及び第六項中「国道新設等都道府県負担額」とあるのはそ

れぞれ「国道新設等指定市負担額」又は「国道新設等指定市以外の市負担額」と、第二十二条中「都道府県」とあるのはそれぞれ「指定市」又は「指定市以外の市」と、第二十三条第一項中「都道府県に」とあるのはそれぞれ「指定市に」又は「指定市以外の市に」と、同条第二項中「関係都道府県」とあるのはそれぞれ「関係指定市及び都道府県」又は「関係指定市以外の市及び都道府県」と、同条第五項中「分担額、施設等改築負担基本額、施設等改築都道府県等負担額又は施設等修繕都道府県等負担額」とあるのは「又は分担額」と、同条第六項中「都道府県が」とあるのはそれぞれ「指定市が」又は「指定市以外の市が」と、「国道新設等国庫負担額」と、同項中「分担額、施設等改築負担基本額、施設等改築都道府県等負担額又は施設等修繕都道府県等負担額」とあるのは「又は分担額」とあるのは「国道新設等国庫負担額」と読み替えるものとする。

第二十六条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 第二十一条第二項及び第三項並びに第二十三条第三項から第五項までの規定は、法第十七条第一項の規定により指定市が都道府県道の管理を行う場合又は同条第二項の規定により指定市以外の市が都道府県道の管理を行う場合の費用の負担について準用する。この場合において、第二十一条第二項及び第三

項並びに第二十三条第三項及び第四項中「都道府県又は」とあるのはそれぞれ「指定市又は」又は「指定市以外の市又は」と、第二十一条第二項並びに第二十三条第三項及び第五項中「施設等改築都道府県等負担額」とあるのはそれぞれ「施設等改築指定市等負担額」又は「施設等改築指定市以外の市等負担額」と、第二十一条第三項並びに第二十三条第四項及び第五項中「施設等修繕都道府県等負担額」とあるのはそれぞれ「施設等修繕指定市等負担額」又は「施設等修繕指定市以外の市等負担額」と、同項中「国道新設等負担基本額、国道新設等都道府県負担額、分担額、施設等改築負担基本額」とあるのは「施設等改築負担基本額」と読み替えるものとする。

第三十五条の三を第三十五条の四とし、第三十五条の二を第三十五条の三とし、第三十五条の次に次の一条を加える。

（道路の維持又は修繕に関する技術的基準等）

第三十五条の二 法第四十二条第二項の政令で定める道路の維持又は修繕に関する技術的基準その他必要な事項は、次のとおりとする。

一 道路の構造、交通状況又は維持若しくは修繕の状況、道路の存する地域の地形、地質又は気象の状

況その他の状況（次号において「道路構造等」という。）を勘案して、適切な時期に、道路の巡視を行い、及び清掃、除草、除雪その他の道路の機能を維持するために必要な措置を講ずること。

二 道路の点検は、トンネル、橋その他の道路を構成する施設若しくは工作物又は道路の附属物について、道路構造等を勘案して、適切な時期に、目視その他適切な方法により行うこと。

三 前号の点検その他の方法により道路の損傷、腐食その他の劣化その他の異状があることを把握したときは、道路の効率的な維持及び修繕が図られるよう、必要な措置を講ずること。

2 前項に規定するもののほか、道路の維持又は修繕に関する技術的基準その他必要な事項は、国土交通省令で定める。

第三十八条の三第二項中「第四条の二第一項第四号及び第九号」を「第四条の二第一項第五号及び第十一号」に改める。

第三十九条第二項第七号中「第三項」を「第五項」に改め、「第二十六条第一項」の下に「及び第二項」を加え、「負担基本額、都道府県負担額（指定市負担額及び指定市以外の市負担額を含む。）及び都道府県分担額」を「国道新設等負担基本額、国道新設等都道府県負担額（国道新設等指定市負担額及び国道

新設等指定市以外の市負担額を含む。）、分担額、施設等改築負担基本額、施設等改築都道府県等負担額（施設等改築指定市等負担額及び施設等改築指定市以外の市等負担額を含む。）及び施設等修繕都道府県等負担額（施設等修繕指定市等負担額及び施設等修繕指定市以外の市等負担額を含む。）」に改める。  
 （道路整備特別措置法施行令の一部改正）

第二条 道路整備特別措置法施行令（昭和三十一年政令第三百十九号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「第十七条第一項第十七号」を「第十七条第一項第十八号」に改める。

第十五条第一項の表第二十一条、第二十二條第一項の項の次に次のように加える。

第二十二條の一	道路管理者は	会社は	地方道路公社は
第二十二條の一、第二十四條	道路管理者以外	道路管理者、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構及び会社以外	道路管理者及び地方道路公社以外

第十五条第一項の表第二十四條の項を次のように改める。

第二十四条

道路管理者の

独立行政法人日本高速  
道路保有・債務返済機  
構の

地方道路公社の

第十五条第一項の表第四十七条の二第二項の項及び第四十七条の二第三項の項中「第十七条第一項第十  
七号」を「第十七条第一項第十八号」に改め、同表第七十一条第四項の項中「第十七条第一項第六号、第  
八号、第十一号、第十三号、第十六号、第十八号若しくは第二十号」を「第十七条第一項第七号、第九号  
、第十二号、第十四号、第十七号、第十九号若しくは第二十一号」に改め、同条第二項の表第十八条第二  
項、第二十条第五項、第二十一条、第二十二條第一項、第二十三条第一項、第二十四条、第二十四条の二  
第三項、第二十四条の三、第二十八条第一項及び第三項、第三十二条、第三十三条第一項、第三十四条か  
ら第三十九条まで、第四十条第二項、第四十一条、第四十二条第一項、第四十三条の二、第四十四条第一  
項、第二項及び第四項、第四十四条の二第一項から第五項まで及び第八項、第四十五条第一項、第四十六  
条、第四十七条第三項、第四十七条の二第一項及び第五項、第四十七条の三、第四十七条の四、第四十七  
条の七、第四十七条の十第一項及び第三項、第四十八条第二項及び第四項、第四十八条の二、第四十八条

の三、第四十八条の五第三項、第四十八条の七、第四十八条の八第二項、第四十八条の九、第四十八条の十、第四十八条の十一第二項、第四十八条の十二、第四十八条の十七第一項、第四十八条の十八第一項から第三項まで、第五十七条、第五十八条第一項、第五十九条第三項、第六十条から第六十二条まで、第六十六条第一項、第六十七条の二から第六十九条まで、第七十条第一項、第三項及び第四項、第七十一条第一項から第三項まで及び第五項、第七十二条第一項及び第三項、第七十三条第一項から第三項まで、第七十五条第四項及び第五項、第七十六条、第八十六条第二項、第八十七条第一項、第九十条第二項、第九十一条第二項及び第三項、第九十二条第四項、第九十五条の二、第九十六条第三項及び第五項、第一百一条第四号及び第五号、第一百二条第一号、第三号及び第四号、第一百三号、第一百四号の項中「第二十二條第一項」の下に「、第二十二條の二」を加え、同表第五十四條の二第一項、第五十五條第一項の項中「又は第五十條」を「から第五十一條まで」に改め、同表第七十一條第四項の項中「第十七條第一項第六号、第八号、第十一号、第十三号、第十六号、第十八号若しくは第二十号」を「第十七條第一項第七号、第九号、第十二号、第十四号、第十七号、第十九号若しくは第二十一号」に改める。

第十六條中「第十七條第一項第六号、第八号、第十一号、第十三号、第十六号、第十八号若しくは第二

十号」を「第十七条第一項第七号、第九号、第十二号、第十四号、第十七号、第十九号若しくは第二十一号」に改め、同条の表第二十一条、第二十二条第一項の項の次に次のように加える。

第二十二條の二	道路管理者は	国土交通大臣は	会社は
第二十二條の二、第二十四條	道路管理者以外	国土交通大臣以外	国土交通大臣、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構及び会社以外

第十六條の表第二十四條の項を次のように改める。

第二十四條	道路管理者の	国土交通大臣の	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の
-------	--------	---------	------------------------

第十六條の表第四十七條の二第三項の項中「第十七条第一項第十七号」を「第十七条第一項第十八号」に改める。

(高速自動車国道法施行令の一部改正)

第三条 高速自動車国道法施行令(昭和三十二年政令第二百五号)の一部を次のように改正する。

第十二条の表第二十一条、第二十二條第一項、第二十三條第一項、第二十四條、第二十四條の三、第二十八條第一項及び第三項、第三十二條、第三十三條第一項、第三十四條から第三十七條まで、第三十八條第一項、第四十條第二項、第四十一條、第四十二條第一項、第四十三條の二、第四十四條第一項、第二項及び第四項、第四十四條の二第一項から第五項まで、第四十五條第一項、第四十六條、第四十七條第三項、第四十七條の二第一項及び第五項、第四十七條の三、第四十七條の四、第四十七條の六、第四十七條の七第一項、第四十七條の十第一項及び第三項、第四十八條第二項及び第四項、第四十八條の十七第一項、第四十八條の十八第一項及び第二項、第五十七條、第六十條、第六十二條、第六十六條第一項、第六十七條の二、第六十八條、第七十一條第一項から第五項まで、第九十一條第二項、第九十二條第四項、第九十六條第五項、第一百一條第四号及び第五号、第一百二條第一号、第三号及び第四号、第一百三條、第一百四條の項中「第二十二條第一項」の下に「、第二十二條の二」を加え、同表第二十四條の項中「第十七條第四項」の下に「若しくは第六項」を加え、「第二十二條まで」を「第二十二條の二まで」に、「若しくは第二十

二条」を「から第二十二條の二まで」に、「第八條」を「第七條の二若しくは第八條」に改め、同表第二十四條の二第三項、第三十九條第一項、第四十四條の二第八項、第五十八條第一項、第五十九條第三項、第六十一條第一項、第六十九條、第七十條第三項及び第四項、第七十二條第一項及び第三項、第七十三條第一項から第三項まで、第九十一條第三項の項の次に次のように加える。

第二十八條の二第一項	
道路	高速自動車国道及び高速自動車 国道以外の道路 国土交通大臣及び
二以上の	

（道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令の一部改正）

第四條 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和三十四年政令第十七号）の一部を次のように改正する。

第四條を次のように改める。

（国及び都道府県又は市町村の貸付けの条件の基準）

第四條 法第四條第一項に規定する国の貸付金に関する貸付けの条件の基準は、貸付金の償還期間が二十

年（五年以内の据置期間を含む。）以内であり、かつ、その償還が均等半年賦償還の方法によるものであることとする。

2 法第四条第一項の規定による国の貸付けに係る都道府県又は市町村の貸付金に関する貸付けの条件の基準は、次のとおりとする。

一 貸付金の償還期間が二十年（五年以内の据置期間を含む。）以内であり、かつ、その償還が均等半年賦償還の方法によるものであること。

二 貸付けを受ける電線共同溝の占用予定者は、国又は都道府県若しくは市町村が、貸付けに係る債権の保全その他貸付けの条件の適正な実施を図るため必要があると認めて、当該占用予定者の業務及び資産の状況に関し報告を求め、又はその職員に、当該占用予定者の事務所その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の必要な物件を調査させ、若しくは関係者に質問させる場合において、報告をし、立入調査を受忍し、又は質問に応じなければならないこと。

第五条中「第五条第七項」を「第六条第七項」に改める。

（日本道路公団等の民営化に伴う経過措置及び関係法令の整備等に関する政令の一部改正）

第五条 日本道路公団等の民営化に伴う経過措置及び関係法令の整備等に関する政令（平成十七年政令第二百三号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項の表第九条第一項第八号の項中「第九条第一項第八号」を「第九条第一項第九号」に改め、同表第九条第一項第九号及び第九項の項及び第九条第一項第九号の項中「第九条第一項第九号」を「第九条第一項第十号」に改め、同表第九条第一項第十号の項中「第九条第一項第十号」を「第九条第一項第十一号」に改め、同条第二項の表第二十一条の項の次に次のように加える。

第二十二條の二

道路管理者は

管理有料高速道路承継会社は

第六条第二項の表第二十四条の項中「第二十四条」を「第二十二條の二、第二十四条」に改める。

（特別会計に関する法律施行令の一部改正）

第六条 特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

第四十一条第二号中「第四条第一項」を「第五条第一項」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、道路法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十五年九月二日）から施行する。

（道路の修繕に関する法律の施行に関する政令の一部改正）

第二条 道路の修繕に関する法律の施行に関する政令（昭和二十四年政令第六十一号）の一部を次のように改正する。

第四条中「第二項（）」を「第三項（）」に改める。

（沖縄振興特別措置法施行令の一部改正）

第三条 沖縄振興特別措置法施行令（平成十四年政令第百二号）の一部を次のように改正する。

第三十三条第五項中「第六条第二項各号」を「第六条第三項各号」に改める。

（都市再生特別措置法施行令の一部改正）

第四条 都市再生特別措置法施行令（平成十四年政令第百九十号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「第三号に」を「第四号に」に改める。

## 理 由

道路法等の一部を改正する法律の施行に伴い、国土交通大臣が改築又は修繕に関する工事を行うことができる施設又は工作物、道路の維持又は修繕に関する技術的基準その他必要な事項等を定める等の必要があるからである。